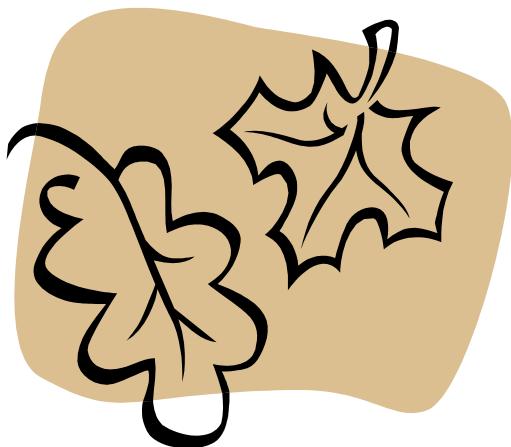


令和7年度 宝塚文化創造館

レッスンルーム（バレエ教室・日舞教室）
定期利用のごあんない

かつてのタカラジェンヌの学舎を、
演劇やダンスの稽古場、スタジオとして利用しませんか？
定期的な文化活動の場としてご活用下さい。



お問い合わせ 宝塚市立宝塚文化創造館
TEL 0797(87)1136／FAX 0797(87)1191
E-mail bsk@takarazuka-c.jp
URL <https://www.takarazuka-c.jp-bsk>

管理・運営 (公財)宝塚市文化財団
TEL 0797(85)8844／FAX 0797(85)8873

1 はじめに

当施設のレッスンルームは、みなさまに舞台芸術の活動拠点として活用していただくため、定期的な利用を優先して貸し出すシステムになっています。ご利用にあたっては、下記の注意事項をご理解いただき、みなさま自身の手で心ゆたかなカルチャーライフを創造してください。

【定期利用の規程】

- ① 6ヶ月以上1年の期間にわたり、2週間に1回以上、同曜日・同時間・同室で定期的な活動を行うもの
- ② 1日の最小利用時間は2時間
- ③ 1日で連続して利用できる最大時間は6時間

○定期使用の場合は、年度を超えない範囲（4月から翌年3月末まで）において6ヶ月から1年（最長）まで、レッスンルームを定期的に利用することができます。

翌年の利用について、継続の確認をさせていただきます。

○同一週内では2日を超えて（3日以上）レッスンルームの定期利用はできません。

○土・日・祝日の定期利用はできません。

定期使用が可能な部屋は『バレエ教室』『日舞教室』の2室です。

バレエ教室	クッションフロアに鏡張りのレッスンルーム。壁にバーがついており、バレエやダンスのレッスンに最適です。アップライトピアノを設置しております。 (150m ² ・定員35名)
日舞教室	バレエ教室よりも少し小さな板の間床部屋です。姿見を3台設置しております。日本舞踊やヨガ等にもお使いいただけます。 (76m ² ・定員18名)

※レッスンルームのご利用がない時間は、見学が可能です。

見学可能時間など、詳細はお問い合わせください。

2 利用の申込

(2-1) 申込の受付

- ① 新規申込は、7月2日（火）から7年度分（1年分）の利用申込の受付を開始します。
- ② 継続申込は、6月28日（金）までに7年度分（1年分）の利用申込の受付を行います。

(2-2) 申請・利用料の納入について

申請は定期利用開始予定日より6ヶ月前に、利用料の納入は申請後1ヶ月以内にお願いいたします。

申請は、利用者（主催者）が必ず受付にお越しの上、利用許可申請書を記入し、利用料を前納してください。ただし、定期利用の場合は、利用料を3ヶ月単位で分割納付が可能です。分割納付をご希望の方は、ご相談ください。

(2-3) 利用時間および利用料金

- ① 利用時間の区分、利用料金および特殊器具利用料については、別表の「文化創造館利用料金表」をご覧下さい。

② 利用時間について

利用時間は、申請いただいた時間に準備・後かたづけの時間も含まれます。
時間厳守でお願いします。

③ 利用料金について

利用者が宝塚市民並びに伊丹市、川西市、三田市、西宮市塩瀬地区、山口地区、神戸市北区道場町及び猪名川町の区域内に住所を有する者以外のときは、料金表に定める市外料金を適用します。

(2-4) 不要日について

申請期間のうち、お休みをされる日は不要日として、申請から除外することができます。定期利用申請時にお申し出ください。

申請後、新たに不要日を申し出られても、取消扱いとなり、利用料全額のご返金はできませんので、ご注意下さい。（取消手続き時期により返金できる金額が変わります。）

(2-5) 休館日およびレッスンルームの利用できない日について

休館日は毎週月曜日・12月29日～翌年1月3日です。

定期清掃、ホールメンテナンスや市、宝塚市文化財団等が主催する事業のため、
レッスンルームが利用できない場合があります。

■申込受付窓口

宝塚文化創造館受付 TEL (0797) 87-1136

9:30～17:00

定休日：月曜日（祝日は除く）※他、臨時休館日あり。

■手続きの際に持参いただくもの

すでに団体登録済の方は利用登録証

3 変更・取り消しについて

申請後やむを得ずレッスンルームを利用しない場合など、使用日の変更、および利用を取消すことができます。

ご希望の方は、必ず、受付にて所定の手続きをお済ませください。

(3-1) 変更手続き（使用変更許可申請書）

使用日（使用日に伴う利用料精算済みの特殊器具）の変更ができます。

変更はご使用期間内で使用日の前後6ヶ月になります。

ご希望の方は、必ず、使用日の1ヶ月前までに受付事務所にて所定の手続きをお済ませください。変更した日を再度変更することはできません。

※定期申請のみ、上記の各種変更が可能です。

当施設の定期使用をご利用の方でも、短期申請分は対象外となります。

(3-2) 取消手続き（使用取消届）

申請後、取消をする場合はキャンセル料がかかりますのでご了承下さい。

●取消される日の30日前までに受付にて手続きを行うと、利用料の8割をご返金いたします。

●使用日の29日前から7日前までは、5割をご返金いたします。

●7日前を過ぎますと、利用料は全額お返しできません。

（返金は振込にて行います。入金は約1ヶ月後になります。）

(3-3) 手続きの際ご持参いただくもの

① 利用許可書と領収書（変更前の利用日が含まれるもの）

② 施設利用登録証

③ 振込先銀行口座番号

4 利用当日について

(4-1) 鍵の受け渡し

ご利用の際には、必ず利用登録証（通常の利用登録証に「定期利用」のシールを貼らせていただきます）を受付までお持ちください。受付では、原則としてこの利用登録証をお持ちの方に鍵をお渡しします。

(4-2) 机・椅子等の使用について

レッスンルーム内の机・椅子・その他備品を移動された場合は、必ず、元の位置へお戻しください。

(4-3) 特殊器具(備品)の使用について

特殊器具（ピアノ、ラジカセ等）の利用料はご利用毎に、お支払いいただきます。

(4-4) 後始末について

レッスンルーム利用後は、電気・空調設備を切って、鍵を締めて受付までご返却ください。利用登録証をお返しします。

(4-5)

持ち物は利用者各自で管理してください。

(4-6) ごみについて

各自でお持ち帰りください。また、レッスンルームは2室共に飲食禁止です。

(水分補給を除く)

5 その他

(5-1) ロッカーについて

定期使用についてはロッカーをご用意しております。

(大) 1,000 円／月 (小) 500 円／月

(5-2) 駐車について

レッスンルームの定期利用者には利用時間分、1台分の駐車を許可します。

○発券対象者：定期使用の主催者（申請者）

○利用方法：レッスンルームをご利用の際に駐車券を受付までお持ち下さい。

(5-3) チラシの設置について

教室案内、発表会等のチラシをチラシラックに置かせていただきますので、受付までお持ち下さい。（詳しくは受付までお問い合わせください。）

(5-4) 宝塚文化創造館ホームページへのリンクについて

(公財)宝塚市文化財団が運営する宝塚文化創造館のホームページに教室情報を掲載します。またホームページをお持ちの場合はリンクを貼ることも可能です。

令和7年度
レッスンルーム定期使用の流れ

2025年4月1日 から 2026年3月31日 まで

◆受付

定期利用（令和7年度分） 繼続確認 6月28日まで 新規受付 7月2日から
 （ホール申請（レッスンルーム連動使用） 令和6年 7月 2日（火）～）
 （レッスンルーム申請（レッスンルームのみ） 令和6年 10月 1日（火）～）

◆納付期間について

	申請手続き期間	納付期限	ご利用期間	3ヵ月	6ヵ月	1年
1	(2024) 10/2（水）～31（木）	(2024) 11/7（木）	(2025) 4月～6月分	○	○	○ ～3月
2	(2025) 1/7（火）～31（金）	(2025) 2/7（金）	(2025) 7月～9月分	○		
3	(2025) 4/2（水）～30（水）	(2025) 5/7（水）	(2025) 10月～12月分	○	○	
4	(2025) 7/2（水）～31（木）	(2025) 8/6（水）	(2026) 1月～3月分	○		

※定期利用の場合、利用料の分割納付が可能です。

